

山口県森林整備工事請負契約約款改正のお知らせ

平成 2 9 年 3 月

1 改正内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に関する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示991号）の一部が改正されたことに伴い、山口県建設工事請負契約約款が改正されました。

これを踏まえ、山口県森林整備工事請負契約約款においても、同様の改正を行います。

（1）山口県森林整備工事請負契約約款

第34条第7項、第36条第3項、第41条第3項、第45条第3項
「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

（2）適用年月日

平成29年4月1日以降に契約期間が始まる契約から適用します。